

法改正後の最初の評議員会（いわゆる決算評議員会）の開催方法

- ① 私立学校法（以下「法」という。）第104条第1条の規定により、計算書類の監事の監査を受け、監査報告書を作成する。
- ② 同条第3項の規定により、①で監査を受けた計算書類等を理事会に決算の議案として提出し、承認を得る。
- ③ 法第105条第1項の規定により、上記②で承認を受けた後の計算書類、事業報告書、監査報告を評議員会招集通知に同封して各評議員に提供する。

↓

決算の評議員会のみ、上記の手順で開催することが法定されたため、物理的に同日に開催することは困難となった。

また、国の説明資料のP147によれば、定時評議員会については、法的に同日開催は認められない旨のQ&Aもあることから、1週間の間を置いた別日での開催とならざるを得ない。

私立学校法

（計算書類等の監査等）

第104条 計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人においては、計算書類及びその附属明細書については、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。

3 前2項の監査を受けた計算書類等は、理事会の決議による承認を受けなければならない。この場合において、当該承認は、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。次条第1項及び第106条において同じ。）の内容を踏まえて行うものとする。

（計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等）

第105条 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、文部科学省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告書並びに監査報告を提供しなければならない。

2 理事は、前条第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時評議員会に提出しなければならない。

3 理事は、前項の規定により提出された計算書類及び事業報告書の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

Q 4：あらかじめ年間の評議員会日程や議案等を決議しておけば、その都度理事会を開催して評議員会の日程等の決議をする必要はないか。また、急遽日程等に変更が生じた場合も、再度理事会の決議を得る必要があるのか。加えて、定例の議案以外のものについて「その他」としてまとめ、柔軟に扱うことができるよう、包括的に理事会の決議を得てもよいのか。【令和5年6月6日更新】

A 4：前段についてはそのとおりですが、日程等の変更が生じた場合には再度理事会で決定する必要があります。また、会議の目的である事項や議案の概要については理事会で具体的に決定する必要がありますので、「その他」としてあらかじめ包括的に会議の目的である事項や議案の概要を定めることは不適切であると考えます。

Q 5：評議員会の「会議の目的である事項」を理事会で決議する際、招集後から当日までの間に急遽発生する報告すべき事柄や、極めて細かな報告案件をまとめて報告するため、「その他の報告事項」という形で決議することは可能か。

【令和5年8月1日追加】

A 5：議案の概要等をあらかじめ招集通知に記載する趣旨は評議員に準備の機会を与えることにあるところ、招集通知に「その他の報告事項」と記載された場合には、評議員として当該議題・議案について準備ができないことから、そのような記載は不適切であると考えます。また、評議員会の招集通知の発送は、評議員会の日の1週間前までに行う必要があります。短縮することは認められていませんので、急遽報告事項が発生した場合に備えあらかじめ余裕をもって評議員会の招集通知を発送するか、急遽発生した報告事項のために、改めて評議員会の招集手続を行うことになると考えます。

146

Q 6：理事会と評議員会を同日に開催することは可能か。理事会終了後同日に評議員会を開催する場合、理事会において評議員会の日時等を定め、1週間前までに通知をしなければならないので、評議員会開催直前に開催を決定することはできないという理解でよいか。また、評議員会終了後、すぐに理事会を開催することは可能か。

【令和5年6月6日追加】

A 6：定時評議員会については、理事会の承認を受けた計算書類・事業報告書を定時評議員会の招集通知に際して提供する必要があります（法第105条第1項）、招集通知は評議員会の1週間前までに行う必要があります（法第70条第4項）。また、（理事会で承認した）計算書類及び事業報告書並びにその附属明細書を定時評議員会の1週間前の日から備え置く必要があります（第106条第1項）。そのため、決算にかかる理事会と、決算について意見聴取を行う定時評議員会については、同日開催は不可能です。

その他の理事会・評議員会については、理事会については招集期間を短縮できること、評議員会は全員の同意があれば招集手続を経ることなく開催することができることから、必要な手続きがなされていれば、理事会・評議員会の同日開催や、評議員会終了後にすぐに理事会を開催することは可能です。

147